

5 東彼教告示第 18 号

令和 5 年東彼杵町教育委員会規則第 6 号

東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 24 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則

東彼杵町公民館規則（昭和48年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入館の制限)</p> <p>第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館への入館を拒否し又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 伝染性の病気にかかっている者_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館への入館を拒否し又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 伝染性の病気にかかっている者、<u>又は精神に異常があると認められる者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。